

報告第10号

専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成27年6月5日提出

亀山市長 櫻井 義之

別紙

専決処分書



#### 4 訴訟遂行の方針

- (1) 市法律顧問の弁護士楠井嘉行と、楠井法律事務所所属の弁護士西澤博、弁護士赤木邦男、弁護士小林明子、弁護士岸天聖、弁護士水谷昌人、弁護士田中友康及び弁護士山田瞳を訴訟代理人と定める。
- (2) 第1審判決の結果、必要がある場合は控訴、上告する。